

## 三浦市議会議員政治倫理審査会記録（第7回）

- 日 時 令和3年9月15日 午前10時28分～午前11時45分  
午後1時32分～午後1時36分
- 場 所 第一会議室
- 審査事項 政治倫理基準違反の行為の存否について
- 出席委員 委員長 出口真琴  
副委員長 溝川幸二  
委 員 寺田一樹、鈴木敏史、長島満理子、小林直樹、神田真弓
- 調査対象議員 藤田 昇
- 出席議会事務局職員 下田 学議会事務局長、高梨久子議会総務課長、  
長島ひろみ議事グループリーダー

- 
- 委員長 おはようございます。ただいまより三浦市議会議員政治倫理審査会を開きます。  
初めに申し上げます。報道関係者から写真撮影の申出がありました。許可いたしますので、会議の支障とならない範囲でお願いいたします。  
なお、この際申し上げますが、本日以降の審査に向けて、あらかじめ市側に資料要求をしております。提出されました資料については既にお配りしたとおりとなっておりますので、よろしく  
お願いいたします。  
本日は、引き続き政治倫理基準違反の行為の存否について審査を進めてまいります。前回2回は対象議員であります藤田 昇議員から聴取を行いました。今回も引き続き藤田議員からの聴取を行います。  
それでは、藤田議員の出席をお願いいたします。

[藤田 昇議員 着席]

- 委員長 では、藤田議員への質疑をお願いいたします。
- 委員 よろしく申し上げます。今までの議事録から気づいたことでいいんですね。
- 委員長 いいですよ。
- 委員 当該議員さんは、請求者さんのことを悪者にしようとは思っていない、誤解が生じた点だけを誤解を解くために質疑をさせていただいたということで、前回も、誤解を解くための質疑の内容についてとして、議事録を確認すると、委員会の中で請求者さんから「発言できますか」と発言があり、その後、「質問はできません」と委員長が発言しました。議事録を確認した中では、その後は発言されていて、その後も課長や部長も請求者の発言に対して答弁をしています。

その後で委員長が陳情者の方に「ご理解いただけただでしょうか」と発言され、請求者の発言を認めたとは感じます。そして、その上で委員長のほうで職務を交代されて発言をされました。

発言取消し、削除の部分もありますが、誤解を解くためとはいえ、なぜ課長や部長が答弁されたのに交代して発言されたのか。その中の問題点として、恐怖心を与えるような威圧的な口調で「改めていただきたいなと思います」「控えていただきたいなと思います」など陳情を抑制したなど、かなり強い口調で自分の陳情が間違っているかのごとく発言され、請求者さんがとてもショックを受けたということになっているんですけれども、改めて、なぜ課長や部長も答弁されたのに誤解を解くためと言って発言をされたのか、お聞かせください。

○藤田議員 前回も申し上げましたように、質疑の中での誤解といいますか、そういうことがあったので発言をさせていただきました。

○委員 だから、課長と部長がもう訂正をされていて、その前にもう発言できないということをおいておいたくもありなんですけれども、課長や部長も発言されたのに、誤解を解くためと言って……、もう少し分かりやすくそのときの状況を踏まえた感じでお聞かせ願えますか。

○藤田議員 今ありましたように、課長も部長も答弁はされていますが、私はそこで陳情者の発言をそのまま遮ることはしていませんので、そのまま発言をされていて、Wi-Fiのこととか無線LANのこととか、引き続きGIGAスクールのこととか質問をされていて、なおかつ、その辺でまだやはりご理解を頂いていないような状況だったと思いましたので、一応質疑をさせていただきました。

○委員 今回、その発言の中でちょっと威圧的に感じる口調ということだったんですけれども、課長や部長が説明したにもかかわらず、そういう流れになってきてしまったというところはどうかかなと私はちょっと感じるところであります。別に代わって発言する必要もなかったもので、たればになってしまうんですけれども、今となつては、この議事録を見る限り、発言を交代してまで……、課長と部長が先に進んでしまった、発言をされてしまったという意見も今ありましたが、交代をして話すことでもなかったのではないかとちょっと感じるところであります。

○委員長 陳情者の発言だとか、あと課長の発言、部長の発言、この流れに関しては、陳情としては……。

○委員 もう答えが成立していて、別に……。

○委員長 成り立っているということ。

○委員 はい。交代されて同じことを繰り返して委員長も言っているのです、この課長と部長だけの話で済んだことだったのではないかと思うんです。

○委員長 そこに対して……。

○委員 誤解が生じることもなかったのではないかと。

○委員長 委員長が発言することでもないんじゃないかということ。

○委員 はい。なかったと思います。

そして、もう一点なんですけれども、この審査会は、請求者から政治倫理条例の第4条第1号と第5条に該当する、疑惑を持たれるおそれがある行為として進められていると思います。審査事項に沿って進んでいるにもかかわらず、市民の方は義援金シャツやポロシャツ、Tシャツなどに関して疑われていると思っている方もいて、審査会や議会をなぜか疑うような意見を私は耳にしました。当該議員の義援金シャツ等が第5条に抵触するかを審査するものであり、実行委員会に対して疑いを持っていることではないということで審査を進めているということをおきたいと思います。

以上です。

○委員長 要は、義援金シャツだとかTシャツに関しては……

○委員 実行委員会がやっていることを何か言っているわけでもない。今回も、書類を提出したら「商連に入っているかどうかは教える必要はない」という回答があったとか、そういうことを、この審査に必要な書類として要求しているだけで、別に商連に迷惑をかけるつもりはないのに、そういう返答もちょっと……、何か少し資料要求に対しても誤解が生じているということがとても残念に、この審査を進めていくのに必要ということが理解を得られないということがとても残念に思っております。

○委員 今の関連なんですけれども、もともとの事の初めのところからいきまして、藤田議員が義援金シャツとTシャツを卸していたということで、そこで疑惑があるのではないかという陳情を受けていました。でも、この審査会で義援金シャツについては何も、これは本当に10年間にわたって復興支援してございまして、本当にそこに携わっていただいた商連の皆様や、また、三崎小学校のTシャツは子供たちの150周年のために立ち上げたので、そこに対しては本当に10年間にわたって続けてきたということで感謝しております。義援金シャツやTシャツが疑惑があるというようなことを、一切そういうことは言っていないんですね。ただ、陳情の中でそうなんじゃないかということをお話しされたので、そこを解明するために、藤田議員の潔白を解明するという意味でも、私たちはそういう話合いや資料要求をしているところであるんですけれども、それについて藤田議員は、商連の方とか三崎小学校に対してどのようにお話しされているのでしょうか。

○委員長 最初の入りのところ……。

○委員 だから、こういう審査会を設置された意味ですね。まず、義援金シャツで疑われているからやっているんだよというような、市民の皆様がそういうふうを受け止めているんですね。義援金シャツに対してすごく我々議会がけちをつけているように、そういうふうに取り残されている部分があるんですね。実際に私もそういう声を聞いたりしたので、その辺はちょっと問題が違うかなと思うので。その辺、藤田議員がいろいろ説明なさっている部分で、この設置に至った経緯がどこから来たのかということはあると思いますでしょうか。

○藤田議員 もともとは、三小の方とかは話もしていませんし、この委員会、先ほども言われましたが、政治倫理条例の4条、5条、今、義援金シャツとTシャツについては、その5条につい

て、市から請負しているかどうかというのが問題で、それはしていないということを明確に答弁していますし、そのことももう明確になっていると私は思っていますので、それ以上もありません。ただ、10年間、やはり東北支援のためにやってきていますので、それに協力してやってきているということですので、それ以外のことはないと思います。

○委員 藤田議員はそういうおっしゃっているんですけども、藤田議員の請求に来た部分のところで、潔白を証明するに当たっていろいろ資料要求をしたりしているところに、義援金シャツに対して我々がけちをつけているというふうにとられているんですけども、ですから、そのところは藤田議員のほうからしっかりとそういうことはないということもお話ししていただかないと。まず元に、政治倫理審査会はどうしてあったのか、何が原因でこういうふうになってできたのかというところをきちんとお話ししていただかないと、この設置をした目的というところを話していただきたいと思いますので。

○委員長 藤田さん、要は義援金シャツもそうですけど、Tシャツにしても、その関係者の方に事情説明みたいなことというのはされていたの。今回、審査会が設置されたじゃないですか。こういうふうなことで審査会が設置されましたよというふうなことを関係者の方には説明はされましたか。

○藤田議員 いや、説明とかはしていないですけど。ただ、要綱の部分の確認とかはしましたけど、説明とかそういうことはしていませんけど。

○委員長 していない。

○藤田議員 はい。そもそもが、先ほど言われたように4条、5条、私も答弁していますが、その疑いがないということで、請求者の方が言われているかもしれないんですが、義援金シャツは会員でなきゃ駄目だとか、そういうことを言われていますが、そもそもは会員でなくても大丈夫だということ、その辺が要綱でも示されていますので。その部分なので、その辺の部分審査会で判断していただければいいのかなと思うんです。

○委員 その部分については、これから審査会で市の職員の方とか教育委員会の方に来ていただいて、次のときにでも、いろんな潔白が証明されることであればそういうふうになると思いますけれども、その前の段階で、もともとのところでこの政治倫理審査会が設置された理由なんですけれども、いろいろ4条とか何条とかってあるかもしれないけれども、陳情のときの委員長の陳情者に対する発言がもともとの発端だったと思うんですね。そのところを、やはり藤田議員も真摯に受け止めていただきたいと思います。

○委員長 どうですか、それに対して。

○藤田議員 真摯に受け止めております。

○委員長 いいですか。ほかにはないですか。

○委員 はい。大丈夫です。

○委員 いいですか。5条には当たらないというふうに私は解釈しますので、問題はないと思

ます。

○委員長 政治倫理条例の5条には当たらないと。

○委員 はい。

○委員 4回、5回、6回目の審査会の議事録が出てきたので、その内容について最初に何点かお聞きします。

初めに、収入印紙のことなんですけれど、第5回目の12ページ、13ページ辺りですかね。12ページの下で収入印紙を貼っていないんですよというのと、13ページの上のほうで藤田議員が調べますというので、「じゃ、調べてください」「はい」というのがあったんですけど、これはその後、三崎小学校へ行ったりして調べたんですかね。

○藤田議員 調べさせていただいて、貼り忘れということで、早速、横須賀税務署のほうに行きまして、過怠税含めてお支払いして済んでおります。

○委員 税務署に確認したんですか。

○藤田議員 いや、税務署に確認じゃなくて、税務署に行って、ちゃんと申請しまして。

○委員 申請って、どういう申請なんだろう。私もその辺、知識ないので。

○藤田議員 印紙税不納付事実申出書というのがありまして、そういう申出をして、過怠税というのは申出した場合には20円。だから220円お支払いしています。済んでおります。

○委員長 じゃ、その印紙の部分ではきちっとやったということで。

○藤田議員 はい。

○委員長 どうですか。

○委員 分かりました。そうすると、これは後からだけ特に問題はなくなったということではないんですかね。

○藤田議員 はい。

○委員 次に、寄附行為についてなんですけれど、5回目の14ページですかね。14ページの中頃で、藤田議員の発言で「中には枚数が、これを見ていただいて分かるように六千幾らとか何千幾らというときがあるんですけど」というので、その下で「そういう部分では正直言って赤字のときもあるんですね」というくだりがあって、赤字もあったということを認めているんですけど、請求書の資料4の12ページ、13ページですかね。領収書、それから納品書、請求書、12ページ、13ページ。これが6,900円というのがあるんですよ。10月30日の請求書なんですけれど。そうすると、この六千幾らかというのはこのことを言っているのかなというふうに思います。そうすると、六千幾らかで赤字だということになると、この資料4の6ページに、2,600円というのがあるんですよ。そうすると、六千幾らかで赤字になっているということだと、2,600円というのと、大赤字という言い方がいいのかどうなのか分からないですけど、全くの赤字だということが言えると思います。

それと、ちょっと飛んで、この間頂いた通帳の写しですね。支援協議会の通帳の写しの9ペー

ジ、これが2,600円ですね。6ページの上の段で、平成30年10月25日、これは1,400円というがあるので、これも赤字ですね。持っている資料だけでも3回、赤字ないしは大赤字になっているというのが読み取れます。そうすると寄附行為になる。第5回の議事録の15ページのところで、上のほうに委員、これは私だと思うんですけど、「ちょっと微妙な感じになるんですよ。公職選挙法というのがあります、寄附の禁止というのがあります。その中で、199条の3なんですよ」というので言っているんですけど、これは公職の候補者等の関係会社の寄附の禁止ということなんですけれど、第6回のやり取りの中で、法人——会社ではなくて個人だということなので、公職の候補者そのものになっちゃうので、個人なので199条の2、公職の候補者等の寄附行為の禁止ということに抵触するおそれがあるのかななんていうふうに思っています。

次に行きます。3点目なんですけど、義援シャツ販売についてです。これは、この間頂いた義援シャツの販売実施要綱ですね。平成24年度から令和2年度まで、平成23年度は不存在ということなんですけれど。これを見る限りでは、請求書の補正の3ページの下のほうですね。受注者の条件は商店会会員というのがあるんですけど、この要綱を見ると、そういう条件はなさそうです。令和2年度までのところ、この要綱だけを見る限り、なさそうです。

それで、義援シャツの販売なんですけれど、義援シャツ販売では赤字ということはなかったんですか。

○藤田議員 はい、ありません。

○委員 ない。そうすると、もうかっていたということですか。

○藤田議員 はい。

○委員 すると、もうかると思って受注をしたということですか。

○藤田議員 その辺は商売のあれですから、個人情報じゃないですかね。

○委員 個人情報というか、心の問題だからね。内心の問題だということだと思んですけど。10年間赤字がなかった、もうかっていたということになると思います。

そうすると、さっきお二人からもあったんですけど、義援シャツ自体は、東北の復興のために使うんだという目的自体は非常に、そこに私たちが異議を唱えているわけではなくて、目的自体はいい目的でそういう事業をやっているんですけど、そして商工会議所、商店街連合会、それと市の職員厚生会でやっているというので。ただ、非常に公共性の高い事業だなというふうに思うんですよ。その受注者に議員がなっている、10年間なっていたということなんですけれど、10年間もうけていたというのがあるんですけど、その辺はどういうふうに考えていますか。

○藤田議員 前回も申し上げましたように、あくまでも会議所からの依頼を受けてやりまして、一度はお断りしたんですが、何とでもということを受けさせていただきました。

○委員 あれですかね、議員だから、ちょっと公共性が高いので、その辺は問題になりそうだななんていうふうには考えなかったですか。

○藤田議員 公共性云々というよりも、市の請負じゃないということを明確に言われていました

ので、その辺はないんですが。やはり三浦市内に、洋品店の方に、全部合わせましたら16店舗に見積りを依頼したということで、なるべく多くの衣料品関係をやっている方に見積りを出していただきたいという強い要望がありましたので。一度はお断りしたんですが、議員という立場ですから、ほかの方にやっていただいたらどうですかということで。ですが、一応見積り等だけでもいいから出してほしいということでお出しして、それからの始まりです。

○委員　そこで、議員だからということで見積りを出さないという選択肢はなかったんですかね。

○藤田議員　公共の部分ではありませんので、その辺が、私も商工会議所の会員になっておりますので、出していただきたいということでお出しをしました。義援金シャツに協力をするということで。

○委員　まあ、何かに抵触しているとか触れているとかということは多分ないのかなとは思うんですけど、市内に何店舗かあって、その中の一つが藤田さんのマリーだったと思うんですけど、それがずっと、結果的に10年間、受注をしてもうかったという、ほかからやはり何か言われる。それで、さっきも言いましたように公共性が高いんじゃないかと私は思うんですけど、そういう事業を受注したということに関しての、自制というか、それはやめたほうがいいんじゃないかなんていうふうには考えなかったんですか。

○藤田議員　その辺の部分はもう以前にも答弁しておりますから、今も申し上げたとおりです。

○委員長　もう一度、改めて。

○藤田議員　ですから、商工会議所のほうから強い依頼がありましたので、一度お断りしましたが、再度出してほしいと、より多くの会議所会員の中で衣料品店関係をやっている方に見積りを出してほしいということで、出してきました。何度か途中期間でも、ほかにやる方がおられるんだったらという話もしたことはありますし、見積りは毎年のように出してきました。

○委員　次に、三崎小学校のTシャツについてです。これもよく見てみますと、ちょっとおかしな点があるのかな。これ自体も、さっき言ったように、例えば150周年の関係でやっている事業ですから、その事業自体については特に問題ないかと思うんですけど、藤田議員は三崎小学校のTシャツの販売を誰と契約したんですかね。

○藤田議員　個人ですから契約書云々はないですけど、支援協議会からの注文ということで最初はスタートしました。

○委員長　支援協議会と契約。

○藤田議員　はい、三崎小学校支援協議会。

○委員長　契約というか、契約書はないけど契約したみたいなもの。

○藤田議員　いや、個人と個人の売買ですから、自動的に売買が成立すれば。

○委員　そうね。個人と個人で、例えばラーメン頼むときに契約書を交わすということはなかなかなくて……、ちょっと例がいいかどうかは分かんないですけど。発注して受注して納品されるというので契約が成立するんですけど、三崎小学校支援協議会というのは契約の主体にな

れるんですかね。

○委員長 意味は分かる。

○藤田議員 いや、ちょっと意味が分かりません。

○委員 権利能力があるのか、契約というのが。

○藤田議員 あくまでも個人からの申込みを受け付けて、それを担当して個人に発注しているという形ですから。

○委員 個人というのは誰を言っているんですか。

○藤田議員 ですから、保護者の方とかそういう方の注文を、この資料にもありましたよね、支援協議会に申込みをするということで。そういう形でやるということで聞いていましたから、あくまでも強制じゃなくて自由で、申込者の……

○委員長 個人と個人というふうな。

○藤田議員 ですから、支援協議会はまとめるという形だけで。

○委員長 まとめるのは支援協議会。

○藤田議員 支援協議会に申し込んで、それをまとめて私に発注をするという、そういう流れですね。

○委員長 そういうことだそうですね。

○委員 で、請求書の資料4なんですよ。今、藤田議員が言われたように、三崎小学校支援協議会で……、支援協議会が児童に注文を取っている。資料4の2ページ。だから、支援協議会と児童というのはこれで、なんですよ。それを言っているんじゃないで、藤田議員は誰と契約をしたのか。児童一人一人と契約をしているのか。そうじゃないわけですよ。

○藤田議員 三崎小学校の支援協議会です。

○委員 支援協議会。

○藤田議員 はい。

○委員 契約書はあるんですか。

○藤田議員 契約書は、先ほど言いましたように個人と個人ですから、ありません。

○委員 契約書というのはないけど、先ほども言った注文を受けると。発注書が契約書の一種なんですよ。発注者は誰なんですか。

○藤田議員 三崎小学校支援協議会です。

○委員 資料4の5ページなんですけれど、これは「ファッション&ギフト・マリー様 以下のとおり注文します」、発注書ですね、注文書。「よろしく申し上げます」。どこからの注文書ですかね。

○藤田議員 三崎小学校の教頭先生の名前で出ていますね。

○委員 これは支援協議会じゃないですよ。

○藤田議員 いや、支援協議会で……



- 委員長　　そのところをもうちょっと詳しく説明して。
- 委員　　説明できないでしょう。
- 藤田議員　　支援協議会の要綱を見ていただくと分かるんですが、その中で、組織として保護者2人と、校長及び教頭、教職員1人ということで、いつも教頭先生がずっと代々替わっても担当して注文を頂いております。
- 委員　　支援協議会というのはここでは出てこないんですよ、注文書のところでは。そうすると、藤田議員はどこに納品をしていたんですか。
- 藤田議員　　三崎小学校ですね。支援協議会のほうです。
- 委員　　資料4の4ページ、納品書があります。宛名はどこですかね。
- 藤田議員　　三崎小学校〇〇教頭になっていますね。
- 委員　　支援協議会じゃないですよ。
- 藤田議員　　以前に答弁もしましたが、ここは三崎小学校で来ていたのでそのまま使っていただけで、もともとは小学校の支援協議会で取り組んでいるということは、注文書のとおり、聞いておりましたので。
- 委員　　請求書は、どこに請求したんですか。
- 藤田議員　　三崎小学校の支援協議会の教頭先生。
- 委員　　資料3ページ、請求書があります。どこになっていますか。
- 藤田議員　　三崎小学校ですね。
- 委員　　ですよ。領収書はどこに出したんですか。
- 藤田議員　　三崎小学校ですね。
- 委員　　三崎小学校ですよ。そうすると三崎小学校と契約したことになるんじゃないですか。
- 藤田議員　　いや、あくまでも支援協議会が、先ほど言いましたように三崎小学校の中にあるということですから。お財布も——通帳も今回出ておりますけど、もともとが別会計ですので、別予算ですから。
- 委員長　　だから、この辺の書き方だと思うんですよ。要は、ばらばらじゃないですか。
- 委員　　書き方だとかというのは、錯誤とかってあるんですよ。ただ、5年間もずっと錯誤しているというのは、これは錯誤ではなくて、何なのかな。
- 委員長　　意図があるということ。
- 委員　　意図があるのか意図がないのか分かんないけど、書類だけ見ちゃうと藤田議員個人が小学校——小学校というのもちょっと微妙なんですけれど、小学校と契約をしているということになるんですよ。支援協議会と藤田議員が契約を交わしたという痕跡は一つもありません。
- 委員長　　ということですが。
- 藤田議員　　いや、あくまでも支援協議会と取引というか、その旨を聞いて取引をすることになりましたので、そこに変わりはありません。

○委員長　ただ、委員が言うのは、この領収書なり請求書の名前と違うんじゃないかというふうなことで発言されていると思うんですけど。

○藤田議員　その辺については注意が必要だったのかなと正直思います、今指摘をさせていただきます。ただ、三崎小学校という名前で注文が来ていたので、そのまま出していたので。内容的には、この支援協議会の運営要綱を見ていただいて分かるように、小学校の中で、別会計の中でやっていますので、教頭先生が担当でずっとやっています。ほかの先生がどうのこうのと一切ありません。あくまでも支援協議会の形の中で。ただ、今、委員さんが指摘されるように、請求書、領収書等のほうで支援協議会まで明記すればというのは、今思いますときちっと明記しておけばよかったのかなと思いますが、もともとは注文書にあるように支援協議会でまとめて支援協議会から注文を頂いているという趣旨でやってまいりましたので、その辺については事実関係はそういう形です。

○委員長　どうですか。

○委員　今、藤田議員は三崎小学校の中に支援協議会があるという言い方をしましたよね。

○藤田議員　中にとすることは、ちょっとあれですけど……。

○委員　なので、そうなんです。結局、藤田議員の目から見ると、小学校があつて小学校の中に支援協議会がある。契約をしたのは、この書類が全部、藤田議員と小学校なんです。小学校の中で支援協議会が各児童、保護者にも取っているのかな。おまけに「三浦市民」で全市民に販売をしちゃっているんですよ。そうすると、市議会議員と契約を結んだ三崎小学校がTシャツ販売をしていたということになるんですけど、どう考えますかね。

○藤田議員　あくまでも支援協議会と契約をしております。

○委員　ここはかみ合わないのかなというふうに思うんですけど、市議会議員と契約を結んだ三崎小学校。三崎小学校がTシャツ販売について、どのような手順で販売行為をしていたのかというのはやっぱり調べる必要があるのかなというふうに思います。

5点目です。威圧的な発言についてですね。請求者から嘆願書が出されています。7月23日付ですけど、この嘆願書についてはどのように受け止めていますか。

○藤田議員　請求者の方からの嘆願書については、私としては名誉を損なうような発言はしていないとは思っています。

○委員　今までの、第6回目までは誤解を解くために発言をしたというふうに繰り返していたんですけど、第6回の審議会の議事録8ページ、上のほうです。陳情書処理規程というのを持ち出して、あたかも調査請求者が陳情書処理規程に違反したのではないかというようなことで、その違反したことが原因だというような発言になっているのかなと思うんですけど……、一つ一ついきます。

8ページの上で「あえて申し上げます」と冒頭からあるんですけど、その2段目、「市道のこととか話をされながら、いろいろ質疑を執拗にされておりました」というくだりがあるんで

すけれど、以前、請求者と市との間で市道のことがいろいろあったのかと思うんですけれど、そのことの発言というのはおかしいということなんですかね。

○藤田議員　あくまでも、前回申し上げましたように、そのような誤解を解くために質疑をさせていただいたという、その説明のためにお話をさせていただきました。当日の流れについて。

○委員　じゃなくて、第6回目の8ページなんですよ。誤解を解くためじゃなくて、「市道のこととか話をされながら、いろいろ質疑を執拗にされており」というので、何か市道のことを話したのがいけないんだというふうに捉えるんですけど、私は。

○委員長　藤田さん、分かる、どの部分か。第6回の、持っている。

○藤田議員　持っています。

○委員　「あえて申し上げます」ということから始まっているので、だから、言わなくてもいいんだけどあえて言うんだよ、こんなことがあったんだよというところなのかなと思うんですよ。そこから何個か話をしているの、それについてちょっと聞きたいんですけど、「市道のこととか話をされながら、いろいろ質疑を執拗にされておりました」という言い方をすると、何か質疑を執拗にされているというので、これ問題じゃないかというふうに言っているのかなと思うんですけれど。

○藤田議員　議事録にも出ていますが、陳情者の方が「個人的なことですが」ということで市道のことを話されたのは事実で、議事録にも残っております。そういうこととか、今お話しされた中で、先ほども出てきましたが、「質問できますか」って、私が「できません」と言った後に立ち上がって質問を続けられたという部分、その辺は前回もお話をさせていただいていますが、それ全て陳情者の方と行政との間に非常に乖離があったので、誤解を解くためにご説明をさせていただいたという形です。

○委員　それはそれで、藤田さんは誤解を解くためだというので、後で言いますけれど、このくんだり、6回目の議事録の8ページのところで、「市道のこととか話をされながら、いろいろ質疑を執拗にされておりました」と言うと、何か陳情者が言わなくてもいいことを言っているのが悪いんだというふうに捉えちゃうんですけど、そういうことなんですかね。

○藤田議員　それは捉え方だと思います。

○委員　それでいいんですね、捉えて。道路の問題の発言はおかしいというふうに委員長として捉えたということですね。

○藤田議員　いや、おかしいとは言っていない。先ほど言いましたように、その流れの中であつたので私のほうで質疑をしました。

○委員　いや、その質疑じゃなくて、このくんだりなんです。6回目の議事録のことだけなんです。 「いろいろ質疑を執拗にされておりました」ということは、言わなくてもいいことを言い出したんだよということですかね、陳情者は。

○藤田議員　いや、その後に出てくるように、「質問はできますか」「質問はできません」とい

う部分です。

○委員 だって、市道のことは質問じゃなくて陳情の趣旨説明に出てきているんですよ。それで陳情者の経験として説明をしているんですよ。だから、執拗にされていると言うと、何か言わなくてもいいのに言いやがったという感じに捉えちゃうんだけど。

○藤田議員 それは委員の捉え方で。

○委員 いや、さっきそれでいいですねと言ったら、いいですと言ったから。

○藤田議員 いや、いいですとは言っていません。捉え方が違うだけじゃないですか。

○委員 じゃ、どういう捉え方なんですかね。

○藤田議員 先ほどから言っているように、あくまでも誤解を解くために……

○委員 だから、誤解を解くのは、Wi-Fiだとか何点かありましたよね、そのことだと思うんですよ。じゃなくて、じゃ、市道のことはどういう誤解なんですか。

○藤田議員 学校ビジョンの陳情以外のことですから、以外のお話をされたという部分ですね。

○委員 じゃ、それは問題だというふうに思っているんですね。陳情者に問題があったんだというふうに委員長として思ったわけですね。

○藤田議員 それは、ですからあくまでも捉え方ですね。

○委員 捉え方じゃなくて、藤田さんがどう捉えたのかということを知っているんですよ。

○委員長 趣旨説明の中の市道のことでよね、言っているのは。

○委員 そうそう。で、誤解だというのは、Wi-Fiと何だっけ、3つあったんだよ。GIGAスクール、リーフレット、教育長の関係で3点。で、藤田さんの発言からすると3点ということと言っているんですよ、もう1点はとかという言い方で。その前なんですよ。

○委員長 その部分って分かります、藤田議員。

○藤田議員 分かります。

○委員 何回も言うように申し訳ないんですけどね、第6回の審査会の8ページの上のところで、「市道のこととか話をされながら、いろいろ質疑を執拗にされておりました」と言うのと、何か陳情者が問題があったような質疑、発言をしたというふうに、それが市道のことが問題だというふうになるのかな、委員長としてそう思ったんですかということなんですよ。

○藤田議員 市道の発言というのは、陳情、学校ビジョンの撤回の内容とは違いますので、違う内容を話をされたということは認識しています。

○委員 じゃ、それは問題だったというふうに思ったんですか。

○藤田議員 いや、違う話をされたということは認識しています。

○委員長 それは趣旨説明の中で出てきた市道ですよ、言っているのは。

○藤田議員 そのとおりです。

○委員長 そのことに対して第6回でご発言したということでしょう。

○藤田議員 そのとおりです。

○委員　それで、趣旨説明で陳情者が過去の自分の経験を話したんですよ。議事録持っているのかな、陳情趣旨説明の。それで、「今回のリーフレットには、そのときの看板と同じ役割を見たように思います」と、リーフレットの説明をするのに自分の経験の話をしたということで何ら問題はないというふうに私は思うんですけど、委員長だった藤田さんはここが問題だということなんですかね。

○委員長　分かりますよね、言っていることは。

○藤田議員　分かります。ですから、学校ビジョンの撤回を求める陳情以外の部分で、以前に起きたことだと思いますが、市道のことをお話しされたということは……

○委員長　ただ、そこはそこだけじゃなくて、今、説明したとおり、リーフレットだとかそれと似たようなというふうな、つながりがあるというふうなことを今、言われたと思うんです。

○委員　全く別なことじゃなくて、そのときと同じようなことなんだ。役割。今回のリーフレットにはそのときの、先ほどの市道の話の後で「今回のリーフレットには、そのときの看板と同じ役割を見たように思います」というので、リーフレットについてのことの説明の一つなんですよ。自分の経験から説明をする内容なんですよ。全く問題はないと思うんですけど。

○委員長　藤田さんが言うのは、その部分だけはその趣旨と違うよというふうなことなんですね。

○藤田議員　ええ。違うというか、その流れの中でそういうことも含めて、Wi-Fiとかリーフレットとか含めて、先ほど言いましたように、私が「質問はできません」という形の中で質問をされていったことを含めて、その流れの中で、要はなぜ質疑をしたのかというのは、そういう流れがあったので誤解を解くために質疑をしたということですね。

○委員　いや、ちょっとかみ合っていないな。じゃなくて、この第6回目のことなんですよ。その後、質疑をしたということは私言っていないくて、この発言、「市道のこととか話をされながら、いろいろ質疑を執拗にされておりました」「あえて申し上げますと」なんですよ。だから、請求者がこんなことをしたんだよ、とんでもないとまでは言っていないですけど、というふうなことなんじゃないんですか。

○藤田議員　いや、ですから先ほどから言っているように、私が質疑をした理由の中で、そういう誤解を生じている部分があったので、これはリーフレットを説明するために市道のことを言ったと言われますが、そういうことも含めて誤解を解くために話をさせていただいたということです。

○委員長　この6回目の……

○委員　そうそうそう、話をしたかどうかを問題にしているんじゃないくて。

○藤田議員　いや、6回目のところの、6行目の最後に続けていくわけですよ。その部分だけ取るんじゃないくて。その誤解を解くために話をさせていただきました。なぜ質疑をしたんですか。

○委員　まあ、その発言したこと自体は、今それを問題にはしていないんですよ。ここのだりのところなんですよ。「質疑を執拗にされておりました」ということなんですよ。だって、誤解

を解くためなんだということならば「質疑を執拗にされておりました」なんて言わなくてもいいわけでしょう。「あえて申し上げますと」なんていうことも言わなくていいでしょう。

○藤田議員 いや、言葉尻を捉えますと、みんな何でもそういう形になってしまいますので。私の意図は先ほど言いましたとおりでございます。

○委員 まあ、時間もありませんからね。このくだりだと、「あえて申し上げますと」と言うと、陳情者が何か質疑を執拗にしなくてもいいのにしているんだというふうな捉え方になるのかなと、私は思います。

それで、請求者なんですけれど、ここでその次に、陳情書処理規程というのが具体的にございましてというので、ここで何で陳情書処理規程というのが出てきたんですかね。

○藤田議員 その後に出てくると思うんですが、発言しようとするときは委員長長の許可を得なければならぬとかという部分で、先ほど言いましたように「質問はできません」という部分がありましたので、その辺でやはり続いて質問をされていってしまったという部分の流れを説明するためですね。

○委員 そうすると、この陳情者は3月10日のときに陳情書処理規程を違反したということなんですかね。

○藤田議員 いや、違反とは言っていないんですが、そういう規定もありますということの中で、止めた形で質問をされてずっといかれたということで、誤解が生じていたのを解くために質疑をさせていただいたということの説明の一部です。

○委員 これもそうなんですけど、誤解を解くためということをするのに何で陳情書処理規程をわざわざ出してきたのか。これも、陳情者は陳情書処理規程に違反しているんだよ、委員長長の許可を得なければ駄目なんだよ、それにもかかわらず発言しているんだよ、簡明にということなんだけど簡明じゃなかったんだよということを藤田議員は捉えたんですかね。そういうふう考えたんですかね、陳情者に対して。

○藤田議員 ですから、先ほどから言っているように議事録が残っていますけど、「質問はできません」と言っても質問をされていたこととかを含めて誤解が生じていたので、誤解を解くためにそういう質疑をしたんですよというところの説明として使わせていただきました。

○委員 ここの2つの市道のことと陳情書処理規程をわざわざ持ち出して、陳情者が悪かったんだ、陳情者が原因なんだというような感じで、結局、藤田議員は謝罪をしたというふうに言っているんですけど、謝罪ではなくて弁解をしているというだけなんですよ。もっと言っちゃうと、陳情者——請求者を悪くして私は悪くないんだ……だから弁解か、というふうにこのくだりはしていると読み取れます。

それで、さっきも議論があったんですけれど、議事録を見ると、その後の「すいません、発言できませんか」というところのくだりです。さっきのところですね。「はい。」「質問……」と言って、「質問はできません」、ここまではいいんですよ。それで「質問というか」というので、

陳情者が発言をしています。課長と当時の部長が答弁をして、最後に藤田委員長が「陳情者の方、ご理解いただけただけでしょうか」と締めくくっているんですよ。これは何の問題もないんじゃないんですか。それなのに陳情書処理規程を持ち出しているというのは、おかしいんじゃないですかね。

○藤田議員 先ほど申し上げましたように、一つの流れの中でお話をさせていただく。そういう部分で、やはり私が質疑をさせていただいた理由の中での一つの……。

○委員 質疑までまだいっていないんですよ。ここの流れで、質問者が発言をする、課長、部長が答弁をする、最後、委員長が「ご理解いただけただけでしょうか」で済んでいるんですよ。だから、流れができちゃって、ここについては何の問題もないんですよ。なのに、何で陳情書処理規程まで持ち出したのかということなんですよ。

○藤田議員 先ほど来、お話ししているとおりなんですけれども。

○委員 問題があったとしたらば、委員長としての議事運営ができなかったことが問題じゃないんですか。もし問題だ、処理規程を持ち出すんだったらば。委員長だった藤田さんが議事の運営ができなかったことが問題なんじゃないですかね。

○藤田議員 いや、議事の運営はさせていただいて。ですから、陳情違反をしているとは言っていないんですが、そういう流れの中で誤解が生じていて、最後に陳情者の方に「ご理解いただけただけでしょうか」って私が話してもご理解いただけていないような状況と判断したので質疑をさせていただいたんです。

○委員長 その後の質疑のことじゃなくて、その前の部分でこの質疑は成立しているんじゃないかと言っているわけです。

○藤田議員 質疑は成立していると思います。私がそこで止めて、きちっとこれは陳情書処理規程にありますからできませんよとか、その場で止めていれば、それはもちろん質疑の部分でなかったかもしれませんが、本人がやはり質問をされておりまして、そこであえて止めるという形じゃなくて、抑制するというじゃないんですが、止めるという形じゃなくて質問を続けていただいたという形ですね。

○委員 だから何の問題もないんですよ。問題もなかったんですよ、流れで。最後、委員長として「ご理解いただけただけでしょうか」、適切な判断だったんですよ、ここは。だけど、第6回の8ページのところで、陳情書処理規程というのがございましてというので、わざわざ持ち出しているんですよ。「5条の2とか」というので、「陳情者が委員会において発言しようとするときは委員長の許可を得なければいけないとか、陳情者の発言は簡明に行うこととし」というのが書いてありますと言うと、あたかも請求者——このときの3月10日のときは陳情者が陳情書処理規程に違反とまでは言わないかもしれないけど、ちゃんとそれに基づいて、ルールに基づいて発言していなかったんじゃないかというのを、陳情書処理規程を持ち出した理由なんじゃないんですか、そういうふうに藤田さんが考えた。

○藤田議員 先ほど言いましたように、「質問はできません」という部分とか、市道のことも先

ほどここに載っておりますが、そのことも含めて、要は、それが私は全体の、今回の学校教育ビジョン以外のことも含めて、そういう形で誤解を生じていたということで、陳情書処理規程にはもちろん委員長の許可がないと質問できませんよと、分かりやすく言うとそう書いてある部分というのを説明させていただいたのは、あくまでも目的が誤解を解くための流れの中で私が質問をしたんだよという流れの中での説明ですね。

○委員 何で誤解を解くために陳情書処理規程を持ち出したんですか。

○藤田議員 ですから、先ほど言いましたように、「質問できません」と言うのに質問されていたところとかを含めてです。

○委員 それはさっき言ったように、流れで何の問題もなかったというのは藤田さんも私もそう思って、皆さんもそう思っているんですよ。なのに、何で陳情書処理規程を持ち出したのかというのを聞きたいんですよ。

○委員長 藤田さんもその流れはきちっと成立しているよとは思っていますよね。

○藤田議員 はい。

○委員長 そうですよ。だから……。

○藤田議員 違反をしたとかは言っていないで、そういうことが載っているよということの中で……

○委員 何でわざわざ「あえて申し上げます」ということだとか、何でわざわざ陳情書処理規程をここで持ち出したのかという説明が欲しいんですよ。

○藤田議員 ですから、誤解を解くために……。

○委員 誤解を解くために何で陳情書処理規程が必要なんですか。陳情書処理規程に、誤解を解くために委員長は発言をするんだって書いてあるんですか。

○委員長 「ご理解いただけましたでしょうか」までの間の、どの部分の誤解を解くために言ったのかというふうな質問だと思うんです。

○藤田議員 どの部分というか、先ほど来言っているように、Wi-Fiとかリーフレットとか、その3点についてはもちろんなんですが、その委員会の流れの中で、学校教育ビジョン以外の市道のこと、それと、先ほど言いましたように「発言はできません」という形でお断りしたんですけど発言をされていかれたという部分について、そういう誤解が、さっき言ったWi-Fiとかを含めて質疑をされていますので、タブレットとかGIGAスクールのこととか。そういうことを含めて誤解を生じていたので、委員として質疑をさせていただいたと。

○委員 そうじゃなくて……。 (「かみ合わない」の声あり) かみ合わないというか、何なのかね。3月10日の陳情の取扱いについて、この流れは問題なかった。「陳情者の方、ご理解いただけましたでしょうか」までは問題なかったというのも、藤田さんもみんなも問題なかったんだと先ほど共通の認識を持ったわけですよ。なのに、第6回目の、7月20日のときに何で陳情書処理規程を持ち出したのかということを知っているんですよ。問題がなかったのに陳情書処理規程な



んで持ち出す必要ないでしょう。

○委員長 どうですか、藤田さん。

○委員 後づけのへ理屈じゃないですか。

○委員長 言っていることは分かるよね。理解できますよね。だから、陳情書処理規程を、要は問題がないのに、成立しているのに、あえてまたここで持ち出すのは何のために持ち出したのかという質問です。

○藤田議員 ですから、私が先ほど言いましたように、市道と、あと今言った「質問はできません」と言ったにもかかわらず質問をされていたということに対しては、やはりその辺の部分の流れがありましたので。誤解を生じて、それを解くためにということで、陳情書処理規程にも、要は陳情趣旨以外のことは発言しちゃいけないとか、今言ったように委員長の許可なしに発言しちゃいけないとか、そういうことがありましたので、その時点ではそういうことを要はご説明するために出してきたということですね。

○委員 ご説明というのは誰にご説明したんですか。

○藤田議員 この質問の委員の方ですね。

○委員 いやいや、第6回は……、質問の委員って俺か。だって、全然そこでは私は、精神的ショックを受けたということは、藤田議員の質疑でなったんじゃないか。それは勝手に精神的ショックになっちゃったということなんですか、とかという質問で、特に陳情書処理規程がどうのこのとか、陳情者の発言がどうのというところに全く触れていないんですよ。だから藤田さんも、「あえて申し上げます」というこの言葉を言いながら、ここで市道のことだとか陳情書処理規程というのを持ち出して、あたかも請求者が悪いんだということをイメージづけようとしたのかな。請求者を悪者にする。これは3月10日の陳情のときと同じ手口という言い方がいいのかな、同じやり方なんじゃないですかね。非常に陳情者——陳情者と調査請求者は一緒ですからね——に対して謝罪ではなくて、ここでも攻撃をしている。さっき弁解という言い方もしましたけど、謝罪じゃなくて弁解をしながら攻撃までしているという言い方のほうがいいのか。

○委員長 続けてください。続きはあるの。

○委員 だから、謝罪をしているということじゃなくて弁解をして、弁解をしながら、なおかつ攻撃もしているんじゃないですかと質問しています。

○藤田議員 いや、攻撃をしているということじゃなくて、先ほどから何回も言うように、誤解を解くために質疑をしたという説明のために話をしたことで。

○委員 それがよく分からないんだよね。誤解を解くというのは……、誤解はあれなのかな、委員長の許可を得なければ発言できないとかという誤解なんですか。そうじゃないよね。Wi-Fiの誤解だとかGIGAスクールの誤解だとかということだと思っんですよ。

○委員長 それはその下の部分ですよ。

○委員 そうそうそう。だから、それは次に触れるんですよ。なかなか前に進まなくて申し訳な

いですけどね。だから、陳情書処理規程を持ち出して何の誤解を解こうとしたんですか。

○委員長　　どうでしょう、この部分に関して。要は、質疑は成立していますというのはみんな認めているところで、陳情者さんにも問題がなかったというふうなところは皆さん認めているところですよ。委員が言うのは、そこであえて陳情書処理規程のところを持ち出すというのは、陳情者が何か違反というか問題があるんじゃないのかと取られてしまうということで聞いていると思うんですけど。

○藤田議員　　先ほどから言いましたように、その辺の部分の委員会の流れの中でまだご理解をされていなかったという部分があったので、そういう部分でお話をさせていただいたということですけど。

○委員　　ご理解をされなかったというのは、G I G Aスクールとかリーフレットのことが理解していなかったんだなって、この後の藤田さんの発言だとそういうふうには読み取れるんですけど、それまでの「陳情者の方、ご理解いただけたでしょうか」のところまではそういうのがないんですよ。にもかかわらず陳情書処理規程を持ち出して、藤田さんは陳情書処理規程は誤解を解くためだというふうに言っていたので、何の誤解を解くために陳情書処理規程を持ち出したのかということなんです。陳情書処理規程を持ち出してG I G Aスクールの誤解を解きたかったんだと言うならば、それはそれで、じゃ、何で陳情書処理規程でG I G Aスクールの誤解が解けるんだという質問になるんですけど、そうじゃないんだよね。

○委員長　　そこはどうしても藤田議員のほうも、その部分はあくまでも誤解を解こうとしたというふうなことで。ただ、そこがかみ合わないんだよ。

○藤田議員　　当日の陳情のその流れの中で、今お話ししたような流れが実際にあったので、誤解を解くためにあえてその説明を。何で質疑をしたんだとか、その前に恫喝したんじゃないかとかという部分ですけど、そうじゃなくて。

○委員　　ちょっと整理してもらったほうがいいのか、流れも。

○委員長　　休憩しましょうか。それはちょっと本当にかみ合わないところで。  
暫時休憩いたします。

---

○委員長　　再開いたします。

午前中に引き続き質疑をお願いいたします。

○委員　　改めてちょっとお聞きしますが、第6回の審査会の議事録8ページなんですけれども、なぜ陳情書処理規程というのを持ち出してきたのか説明をお願いいたします。

○藤田議員　　先ほど来、8ページについての発言についてご指摘いただいておりますが、この辺の陳情書処理規程など、私のほうでちょっと言い過ぎた点があると思いますので、この辺は削除していただくような形で。

○委員長　　どこからどこまでを。

○藤田議員 「あえて申し上げます」というところから「恫喝をするということもみじんもありませんでした」ぐらいまでだとは思いますが、その辺については発言を、本当に申し訳ございません、撤回をさせていただきたいなと思います。

○委員 そうすると、嘆願書のところで名誉を傷つけたというところがなかったっけ。真ん中のちょっと下辺りですかね。「審査請求者である私の名誉を著しく棄損し、一般市民を、悪者に仕立てあげて」いるというような発言じゃないかということなんですけど、それに対しては審査請求者に謝罪をして、先ほど言いました「あえて申し上げます」というところから、その藤田議員の発言全体を撤回するというのでいいんですね。

○藤田議員 はい、そのとおりです。

○委員 分かりました。

今日はこの程度でどうなんですかね。ちょっと改めて日にちを変えて行うということでどうでしょうか。

○委員長 どうですか、皆さん。（「異議なし」の声あり） よろしいですか。

途中でありますが、本日の質疑はこの程度でとどめたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「はい」の声あり） それでは、藤田議員にはご退席をお願いいたします。ご苦労さまでした。

○藤田議員 ありがとうございます。

[藤田 昇議員 退席]

○委員長 本日の審査は以上で終了いたします。

次回の開催日時につきましては、正副委員長で協議の上、通知いたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、以上で三浦市議会議員政治倫理審査会を散会いたします。ご苦労さまでした。

---